

事業報告書

(自 令和 6 年 4 月 1 日 至 令和 7 年 3 月 31 日)

1 医療法人の概要

(1) 名 称 医療法人社団悠仁会後藤病院

① ☐ 財団 ☒ 社団 (☒ 出資持分なし ☐ 出資持分あり)② ☐ 社会医療法人 ☐ 特定医療法人 ☐ 出資額限度法人
☒ その他③ ☐ 基金制度採用 ☐ 基金制度不採用注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について,
該当する欄の□を塗りつぶすこと (会計年度内に変更があった
場合は変更後。)

(2) 事務所の所在地 広島県呉市東中央一丁目 8 番 20 号

注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務
所を記載すること。

(3) 設立認可年月日 平成 20 年 1 月 21 日

(4) 設立登記年月日 平成 20 年 2 月 13 日

(5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理 事 長	後藤 孝彦	管理者
理 事		
同		
監 事		
評議員		

注) 1. 社会医療法人、特定医療法人及び医療法第 42 条の 3 第 1 項の認定を受けた医
療法人以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所、介護老人保健施設又
は介護医療院 (法第 42 条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の管理
者であることを記載すること。(法第 46 条の 5 第 6 項参照)3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。(第 46 条の 4 第 1 項
参照)

2 事業の概要

- (1) 本来業務（開設する病院，診療所，介護老人保健施設又は介護医療院（法第 42 条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種 類	施設の名称	開 設 場 所	許可病床数
病 院	医療法人社団 悠仁会後藤病院	呉市東中央一丁目 8 番 2 0 号	一般病床 48 床 療養病床 36 床 [医療保険 床] [介護保険 床] 精神病床 床 感染症病床 床 結核病床 床
診 療 所			
介護老人 保健施設			
介 護 医 療 院			

- 注) 1. 地方自治法第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を【 】書で記載すること。
3. 介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

- (2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第 42 条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実 施 場 所	備 考

- 注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

- (3) 収益業務（社会医療法人又は医療法第 42 条の 3 第 1 項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務）

種 類	実 施 場 所	備 考

- (4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和 6 年 5 月 2 7 日 令和 5 年度決算の決定
令和 6 年 2 月 1 2 日 理事長、選定、辞任の承認

- 注) (5), (6)については、医療機関債を発行又は購入する医療法人が記載し、(7) 以下については、病院，介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。

(5) 当該会計年度内に発行した医療機関債

注) 医療機関債の発行総額, 申込単位, 申込期間, 利率, 払込期日, 資金使途, 償還の方法及び期限を記載すること。なお, 発行要項の写しの添付に代えても差し支えない。
医療機関債を医療法人が引き受けた場合には, 当該医療法人名を全て明記すること。

(6) 当該会計年度内に購入した医療機関債

注) 1. 医療機関債を購入する医療法人は, 医療機関債の発行により資産の取得が行われる医療機関と同一の二次医療圏内に自らの医療機関を有しており, これらの医療機関が地域における医療機能の分化・連携に資する医療連携を行っており, かつ, 当該医療連携を継続することが自らの医療機関の機能を維持・向上するために必要である理由を記載すること。

2. 購入した医療機関債名, 発行元医療法人名, 購入総額及び償還期間を記載すること。なお, 契約書又は債権証書の写しの添付に代えても差し支えない。

(7) 当該会計年度内に開設(許可を含む)した主要な施設

(8) 当該会計年度内に他の法律, 通知等において指定された内容

注) 全ての指定内容について記載しても差し支えない。

(9) その他

注) 当該会計年度内に行われた工事, 医療機器の購入又はリース契約, 診療科の新設又は廃止等を記載する。(任意)

法人名 医療法人社団 悠仁会 後藤病院

所在地 広島県呉市東中央一丁目8番20号

財 産 目 録
(令和 7 年 3 月 3 1 日現在)

1. 資 産 額	312,929 千円
2. 負 債 額	339,979 千円
3. 純 資 産 額	△ 27,050 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	139,397
B 固 定 資 産	173,531
C 資 産 合 計 (A + B)	312,929
D 負 債 合 計	339,979
E 純 資 産 (C - D)	△ 27,050

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
建 物 (■ 法人所有 □ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

(病院, 介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人)

法人名 医療法人社団 悠仁会 後藤病院

所在地 広島県呉市東中央一丁目8番20号

貸 借 対 照 表

(令和 7 年 3 月 3 1 日現在)

(単位: 千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	139,397	I 流 動 負 債	85,406
現金及び預金	58,600	支払手形	
事業未収金	74,304	買掛金	12,027
立替金	55	短期借入金	6,944
たな卸資産	4,629	未払金	42,249
未収収益	203	未払費用	23,311
前払費用	2,049	未払法人税等	71
貸倒引当金	△ 445	未払消費税等	
その他の流動資産		繰延税金負債	
II 固 定 資 産	173,531	前受金	
1 有形固定資産	169,203	預り金	802
建物	81,984	前受収益	
構築物	156	引当金	
医療用器械備品		その他の流動負債	
その他の器械備品	4,341	II 固 定 負 債	254,573
車両及び船舶		医療機関債	
土地	82,531	長期借入金	254,573
建設仮勘定		繰延税金負債	
その他の有形固定資産	190	引当金	
2 無形固定資産	293	その他の固定負債	
借地権		負債合計	339,979
ソフトウェア	293	純資産の部	
その他の無形固定資産		科 目	金 額
3 その他の資産	4,034	I 基 金	
有価証券		II 積立金	△ 27,050
長期貸付金	3,955	代替基金	
役員等長期貸付金		設立等積立金	45,000
長期前払費用		繰越利益積立金	△ 72,050
繰延税金資産		III 評価・換算差額等	
その他の固定資産	79	その他有価証券評価差額金	
		繰延ヘッジ損益	
		純資産合計	△ 27,050
資産合計	312,929	負債・純資産合計	312,929

(注) 1. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該資産、負債及び純資産を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

2. 社会医療法人及び特定医療法人については、純資産の部の基金の科目を削除すること。

3. 経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とするとともに、代替基金の科目を削除すること。

(病院、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人)

法人名 医療法人社団 悠仁会 後藤病院

所在地 広島県呉市東中央一丁目8番20号

損 益 計 算 書

(自 令和 6 年 4 月 1 日 至 令和 7 年 3 月 3 1 日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
I 事業損益		
A 本来業務事業損益		
1 事業収益	481,232	
2 事業費用	500,582	
(1)事業費	500,582	
(2)本部費		
本来業務事業利益		△ 19,350
B 附帯業務事業損益		
1 事業収益		
2 事業費用		
附帯業務事業利益		
C 収益業務事業損益		
1 事業収益		
2 事業費用		
収益業務事業利益		
事業利益		△ 19,350
II 事業外収益		
受取利息	98	
その他の事業外収益	24,743	24,842
III 事業外費用		
支払利息	5,209	5,209
その他の事業外費用		
経常利益		282
IV 特別利益		
固定資産売却益		
その他の特別利益	452	452
V 特別損失		
固定資産売却損	1,191	
その他の特別損失	8,997	10,189
税引前当期純利益		△ 9,455
法人税・住民税及び事業税		71
法人税等調整額		
当期純利益		△ 9,526

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。

2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該事業損益、事業外収益、事業外費用、特別利益及び特別損失を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

法人名 医療法人社団 悠仁会 後藤病院
所在地 広島県東中央一丁目8番20号

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし									

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし							

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

様式 9（添付書類）

様式 6

監 事 監 査 報 告 書

医療法人社団悠仁会后藤病院

理事長 後藤 孝彦 殿

私（注 1）は、医療法人社団悠仁会后藤病院の令和 6 年会計年度（令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私（注 1）は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書（注 2）及び関係事業者との取引の内容に関する報告書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和 7 年 6 月 20 日

医療法人社団悠仁会后藤病院

監事

- (注) 1. 監査人が複数の場合には、「私たち」とする。
2. 社会医療法人債を発行する医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表」とする。